

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

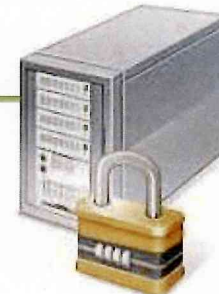
- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

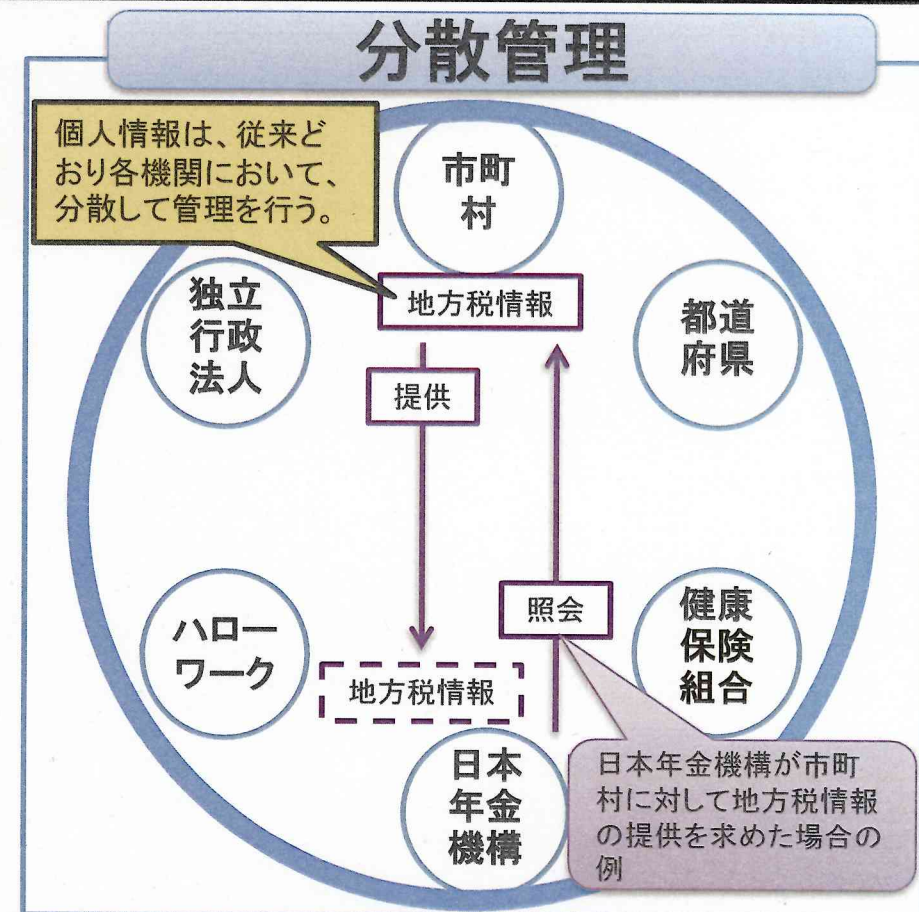
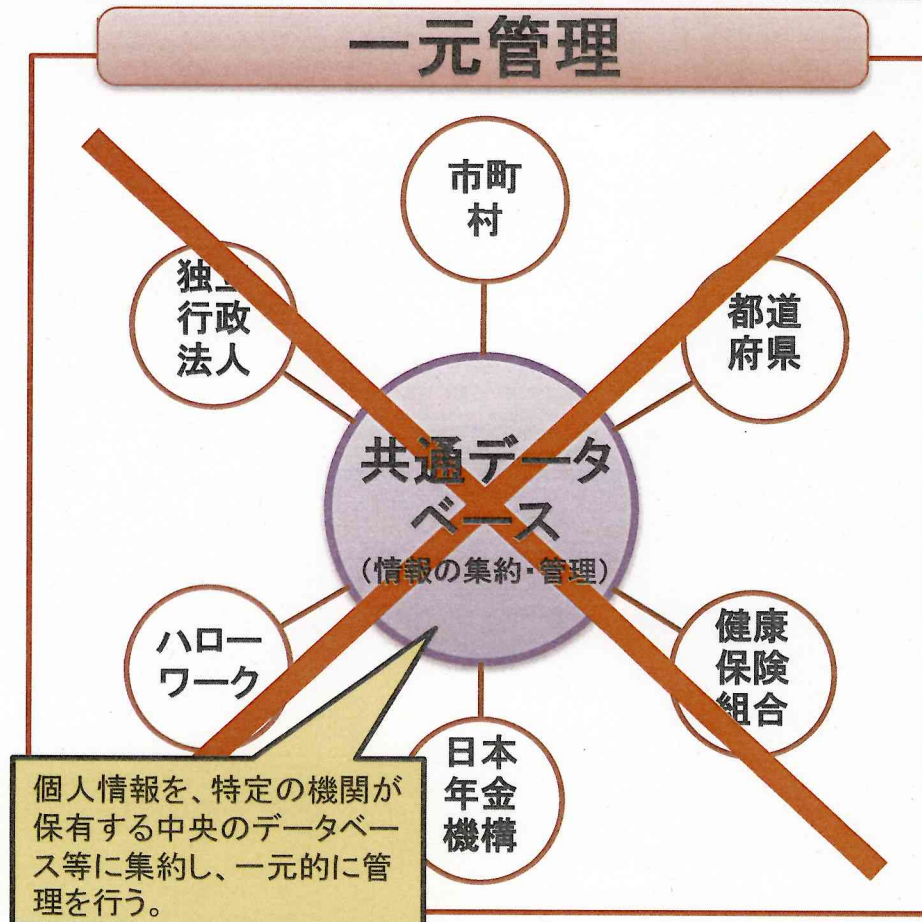
システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

- ✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

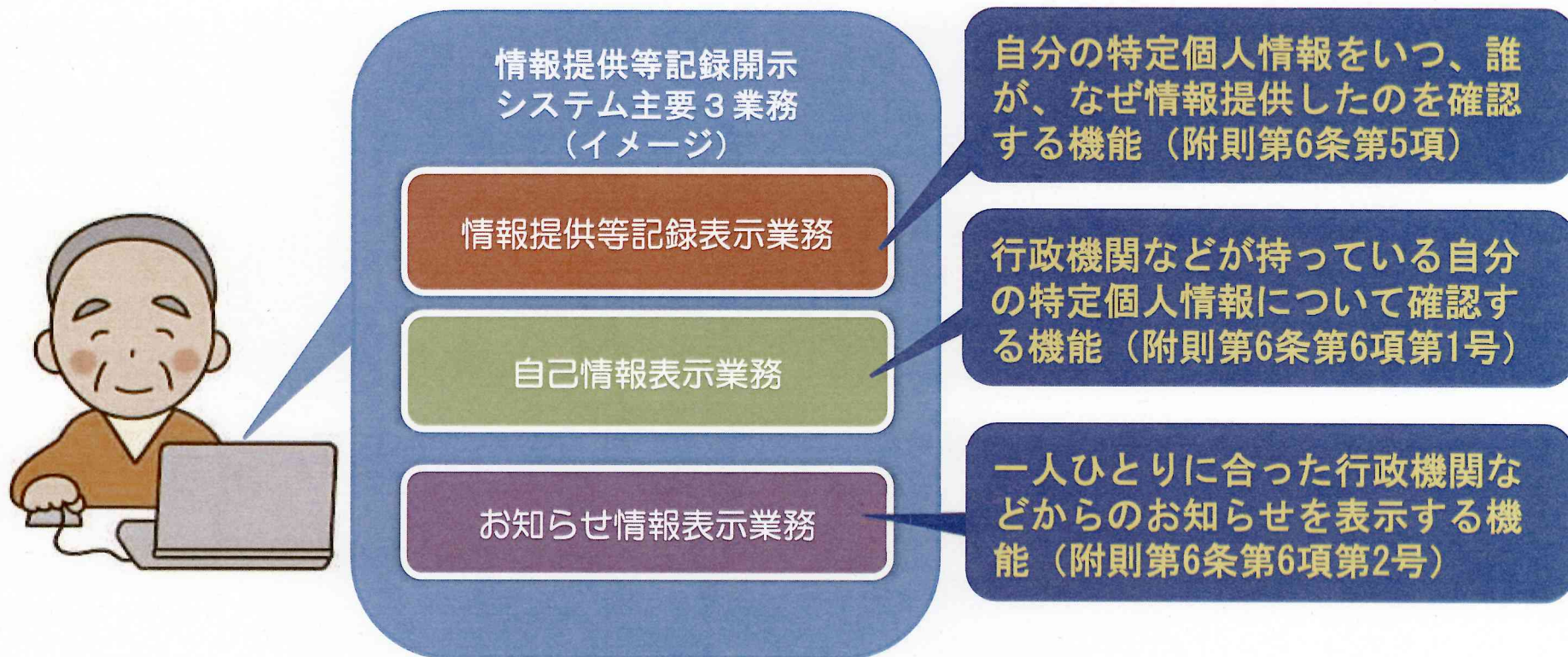


マイナンバー制度における罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報 保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の 委員等が 、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し 、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—		30万以下の罰金	

情報提供等記録開示システム

- ・ 政府は、法律施行後 1 年を目途として、
情報提供等記録開示システムを設置する。
(番号法附則第 6 条第 5 項)



マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供していた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイナポータル

平成29年1月以降
順次サービス開始予定

①自己情報表示
自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧

②情報提供等記録表示
国や自治体などの間の特定個人情報へのやり取りの記録の閲覧

③お知らせ情報表示
自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取り

④ワンストップサービス
引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化

⑤電子私書箱
行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み

⑥電子決済サービス
納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

ねんきんネット

e-Tax

連携先は今後eLTAX等に順次拡大する予定

他のサイトとのID連携、データ連携

マイガバメント(仮称) ※世界最先端IT国家創造宣言

マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー法附則に基づく

マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

②情報提供等記録表示
自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能

③プッシュ型サービス
一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

④ワンストップサービス
行政機関などへの手続を一度で済ませる機能